

教 育 公 告

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 … 福利・給与課	1 頁
お知らせ ○ 平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則 … 福利・給与課	1 頁
○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	
……………	福利・給与課 3 頁
○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 … 福利・給与課	3 頁
○ 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 … 福利・給与課	9 頁
○ 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 … 福利・給与課	10 頁

規 則

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十五日

三重県教育委員会委員長 前田 光久

三重県教育委員会規則第四号

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則（昭和二十七年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中 「

6	13	6	16
---	----	---	----

」 を 「

5	12	5	15
---	----	---	----

」 に改める。

別表第四中 「

42	43	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	50
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」 を 「

41	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」 に改める。

「

46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」 に、「

62	63	63	63	64	64	64	64	65	65	66	66	67	67	67	68
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

」 に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 改正後の別表第四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

お 告 ひ び

平成28年3月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成二十七年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹前川博久子
三重県教育委員会委員長

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第二号

平成二十七年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経過措置額支給特定職員 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）附則第十二項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十七年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第三項から第五項までの規定による給料又は平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第三十一号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給されるものをいう。

二 施行日 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年三重県条例第二十六号。以下「平成二十七年勧告改正条例」という。）の施行の日をいう。

三 改正後の給与条例 平成二十七年勧告改正条例第一条の規定による改正後の給与条例をいう。

四 改正前の給与条例 平成二十七年勧告改正条例第一条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たつては、この規則の規定（第三条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定を含む。）により支給されるべき額（第二号にあつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定を含む。以下この条において同じ。）により支給されるべき額（第一号あつては、同号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつてそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 給料（県教育委員会（以下「県委員会」という。）と人事委員会が協議して定める場合におけるものに限る。）

二 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第二十一号）第十一

三重県教育委員会規則第二十一号）第十一

一条の二第七項の規定の適用がある場合における地域手当及びべき地手当

三 べき地手当に準する手当

四 定時制通信教育手当

(平成二十七年改正条例附則第四項又は第五項の規定による給料の特例)

第三条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間において平成二十七年改正給与条例附則第二項から第五項までの規定による給料に関する規則（平成二十七年三重県人事委員会規則第二号）第二条第一項第一号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十七年改正条例附則第四項又は第五項の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、県委員会と人事委員会と協議して定めるところによる。

第四条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第十二項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第十二項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十七年改正条例附則第二項から第五項までの規定による給料の額及び平成二十七年改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用する平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第二条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支

給特定職員に対する給与条例第二十七条その他の法令の規定による給与の減額（県委員会が人事委員会と協議して定めるものに限る。）の額の算定の基礎となる場合における平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料については、適用しない。

（離則）

第五条 この規則に定めるもののほか、平成二十七年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長
三重県教育委員会委員長

前川竹博
田光久子

三重県人事委員会規則 第二号
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「百分の百五十以内」を「百分の百七十以内」に改め、同条第一号中「百分の七十以内」を「百分の八十以内」に改める。

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「百分の百七十以内」を「百分の百六十以内」に改め、同条第一号中「百分の八十以内」を「百分の七十五以内」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十二条の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長
三重県教育委員会委員長

前川竹博
田光久子

三重県人事委員会規則 第四号
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 級別標準職務（第二条）」を「第二章 等級別基準職務（第三条—第三条の四）」に改める。
「第二章 級別標準職務」を「第二章 等級別基準職務」に改める。

第三条を次のように改める。

（条例第九条第三項の規則で定める職務）

第三条 条例第九条第三項の規則で定めるものは、給料表の別に応じ、職務の級及び基準となる職務に対応する別表第一に定める職名の職務とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(一)以上の職務に該当するときの職務の級の分類

第三条の二 職員の職務が条例別表第四の二に掲げる職務又は別表第一に掲げる職名の職務のうち二以上の職務に該当するときは、その職員の職務の級は、これらの職務のそれぞれに対応するこれらの表の職務の級欄に掲げる職務の級のうち最も上位の職務の級に分類するものとする。

(教育委員会が同程度と認める職務)

第三条の三 別表第一に定めるものほか、条例別表第四の二に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の程度が同程度と重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が人事委員会と協議して認める職務については、それぞれの職務の級に分類するものとする。

(職務の新設等についての協議)

第三条の四 別表第一に掲げる職名の職務の新設若しくは廃止又は同表に掲げる職名の職務の内容の変更があるときは、当該職務にかかる職務の級及び基準となる職務について、あらかじめ県委員会は人事委員会と協議しなければならない。

第五条第一項第一号中「二重県教員委員会（以下「県委員会」という。）」を「県委員会」に改める。

第十四条第三項中「第一項の規定による号給の範囲内で」を削る。

第三十五条第二項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる職員の基準号給数は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める号給数とする。

一 県委員会が人事委員会と協議して定める事由以外の事由によつて昇給日（条例附則第十一項に基づき教育長が期間を定める場合にあつては、教育長が別に定める日）前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日（同項に基づき教育長が期間を定める場合にあつては、教育長が別に定める日）の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。）前項に掲げる職員の区分に応じ同項第一号ハ又は第二号ハに該当するものとみなして、前二項の規定を適用した場合の号給数

二 県委員会が人事委員会と協議して定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 昇給しない

別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

イ 高等学校等教育職給料表

職務の級	職 名
1級	県立学校の助教諭
2級	県立学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）

備考 県立学校の短大卒の教諭、短大卒の養護教諭及び短大卒の栄養教諭についての職務の級は別に定め
る。

ロ 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	職 名
1級	市町立学校（市町立学校の小学校及び中学校をいう。以下同じ。）の助教諭
2級	市町立学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）

ハ 行政職給料表

職務の級	基準となる職務	職 名
3級	1	1 県立学校の機関長 2 県立学校の小型実習船の船長
4級	2	1 県立学校の機関長（困難な業務を行うものに限る。） 2 県立学校の小型実習船の船長（困難な業務を行うものに限る。）
5級	1	県立学校の大型実習船の船長
6級	県立学校の困難な業務を行う事務長又は市町立学校の調整監の職務	県立学校の大型実習船の船長（困難な業務を行うものに限る。）

備考1 基準となる職務欄に号番号を掲げる場合にあっては、条例別表第四の二の各職務の級ごとに定める基準となる職務の欄に規定する号番号の職務を示す。

2 大型実習船とは、総トン数が20トン以上で遠洋区域を航行区域とする船舶を、小型実習船とは、

総トン数が20トン未満の船舶をいう。

別表第三の中学校の欄(1)中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第五の備考第二項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第七イ中 「38 39 40 41 41 42 42 43 44」 を 「37 38 38 39 39 40 40 41」

「42 43」 に、「57 57 57 57 58 58 58 58 58」 を 「58 58 58 58 58 58 58 58 58」

「58 58 59 59」 に改める。

別表第七ハ中 「62 62 62 62 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63」 を 「61 62 62」

「62 62 62 62 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63」 に改める。

別表第七ニを次のように改める。

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9
18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32

41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46
61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	50
70	31	47	48	62	50
71	32	48	48	63	50
72	32	48	48	64	50
73	33	49	49	65	50
74	33	49	49	66	50
75	34	49	49	67	50
76	34	49	50	68	50
77	35	50	50	68	51
78	35	50	50	68	51
79	36	50	51	68	51
80	36	50	51	68	51
81	37	51	51	69	51
82	38	51	52	69	51
83	39	51	52	69	51
84	40	51	52	69	51
85	41	52	53	69	51

86	41	52	53	70	51
87	42	52	53	70	51
88	42	52	53	70	51
89	43	53	54	71	52
90	43	53	54	72	52
91	44	53	54	73	52
92	44	53	54	74	52
93	45	53	55	75	53
94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	55		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	56		
102		55	56		
103		55	57		
104		56	57		
105		56	57		
106		56	57		
107		56	57		
108		56	58		
109		56	58		
110		57	58		
111		57	58		
112		57	58		
113		57	59		
114		57			
115		57			
116		58			
117		58			
118		58			
119		58			
120		58			
121		58			
122		59			
123		59			
124		59			
125		59			

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行し、改正後の別表第七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成二十七年四月一日から改正後の別表第七の規定の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）の規定による号給が改正前の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 改正後の別表第七の規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に県委員会が人事委員会と協議して号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 平成二十七年四月一日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 5 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（昭和六一年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。
附則第二項中「当分の間」を「平成二十八年三月三十一日までの間」に改める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会委員長 前田光久

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第五号

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二一年三重県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「一万元」を「一万元四千円」に改め、同項第四号中「一万元六千円」を「三万一千円」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万一千円」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改める。

附則第四項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長
三重県教育委員会委員長

前川光久子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第六号

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第一項関係）

支給割合	支給地域
百分の十八・五	
百分の十五・五	
百分の十五	
百分の十四	
百分の十三	
百分の十二	
百分の十・五	
百分の十	別に定める地域
百分の九	
百分の七	
百分の六	
百分の五	
百分の四	
百分の三	
百分の一	

第二条 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則別表を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の公立学校職員の地域手当に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日（次項において「適用日」という。）から適用する。
（給与の内払）
- 3 適用日から新規則の規定の施行の日の前日までの間において改正前の公立学校職員の地域手当に関する規則に規定する地域手当の支給割合に基づき公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定により適用日以後の分として支給された給与は、新規則に規定する地域手当の支給割合に基づく給与の内払いとみなす。

発 行

津市広明町13番地
三重県教育委員会

刷

有限会社第一プリント社